

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報保護条例及び熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(熊本市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第23条第6項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

(熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。